

# 島根県報

平成24年10月19日（金）

号外 第 144 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	3
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則	（高速道路推進課）	10
島根県流域下水道条例施行規則	（下水道推進課）	19

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第89号）

#### 1 規則の概要

- (1) 調査対象法人の経営状況を説明する書類について定めることとした。（第5条関係）
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（規則第90号）

#### 1 規則の概要

- (1) 環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の公表の方法について定めることとした。（第9条の2・第17条の2・第31条の2関係）
- (2) 方法書説明会の開催の方法等について定めることとした。（第9条の3—第9条の8・様式第1号の2・様式第1号の3関係）
- (3) (1)及び(2)に伴う都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における規則の規定の読替えについて定めることとした。（第40条関係）
- (4) 対象事業に風力発電所の設置及び変更の工事の事業を追加することとした。（別表第1—別表第3関係）
- (5) 島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用する条項の整理
- (6) その他規定及び様式の整備

#### 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（規則第91号）

#### 1 規則の概要

- (1) 車線により構成されない車道の部分について定めることとした。（第2条関係）
- (2) 舗装の構造の基準について定めることとした。（第3条—第7条関係）
- (3) 交通安全施設について定めることとした。（第8条関係）
- (4) 防雪施設について定めることとした。（第9条関係）
- (5) 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造について定めることとした。（第10条関係）
- (6) 案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について定めることとした。（第11条・別表関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県流域下水道条例施行規則（規則第92号）

#### 1 規則の概要

- (1) 屋外にある排水施設及び処理施設のうち生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものを定めることとした。（第2条関係）
- (2) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずべき措置を定めることとした。（第3条・第4条関係）
- (3) 排水管内径及び排水渠<sup>きよ</sup>の断面積を定めることとした。（第5条関係）

- (4) 汚泥処理施設における、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための措置を定めることとした。(第6条・第7条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

# 規

# 則

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第89号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例施行規則

第1条中「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」を「島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例」に改める。

第2条第2項及び第4条中「毎会計年度」を「毎事業年度」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（経営状況を説明する書類の提出）

**第5条** 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業の計画に関する書類
- (2) 決算に関する書類

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第90号

島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第6条中「による方法書」の次に「及び要約書」を加える。

第9条の次に次の7条を加える。

（方法書に係る公表）

**第9条の2** 条例第7条の規定による方法書に係る公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載

(3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

**第9条の3** 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会の開催は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の届出)

**第9条の4** 条例第7条の2第2項の規定による届出は、方法書説明会開催等実施届出書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会開催の公告の方法

(方法書説明会の開催についての公告)

**第9条の5** 第7条の規定は、条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(事業者の責めに帰することができない事由)

**第9条の6** 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書の記載事項の周知)

**第9条の7** 条例第7条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 方法書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第7条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

(方法書説明会の開催の報告)

**第9条の8** 条例第7条の2第5項の規定による報告は、方法書説明会開催等実施状況報告書（様式第1号の3）により行うものとする。

第13条に後段として次のように加える。

この場合において、第4条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第17条に後段として次のように加える。

この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第17条の次に次の1条を加える。

(準備書に係る公表)

**第17条の2** 第9条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第18条を次のように改める。

(準備書説明会の開催)

**第18条** 第9条の3の規定は、条例第16条第1項の準備書説明会について準用する。この場合において、第9条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第19条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「第16条第2項」の次に「において準用する条例第7条の2第2項」を加え、「説明会開催等実施届出書」を「準備書説明会開催等実施届出書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第9条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による届出について準用する。この場合において、第9条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第20条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「第16条第3項」を「第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第9条の5第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による公告について準用する。この場合において、第9条の5第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第21条を次のように改める。

(事業者の責めに帰することができない事由)

**第21条** 第9条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第9条の6中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第22条第1項を次のように改める。

第9条の7の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による周知について準用する。この場合において、第9条の7第1項中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第22条第2項中「前項第2号」を「前項において準用する第9条の7第1項第2号」に改める。

第23条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条中「第16条第5項」を「第16条第2項において準用する条例第7条の2第5項」に、「説明会開催等実施状況報告書」を「準備書説明会開催等実施状況報告書」に改める。

第31条に後段として次のように加える。

この場合において、第9条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第4章中第31条の次に次の1条を加える。

(評価書に係る公表)

**第31条の2** 第9条の2の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第9条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第40条第2項の表中第9条第1号及び第4号の部の次に次のように加える。

第9条の2	条例第7条	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
-------	-------	------------------------------

第9条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第9条の3	条例第7条の2第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第9条の4	条例第7条の2第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第9条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第9条の4第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業
第9条の5	条例第7条の2第3項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第3項
第9条の5第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第9条の5第2項第2号及び第4号	対象事業	都市計画対象事業
第9条の6	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第9条の6第2号	事業者	都市計画決定権者
第9条の7第1項	条例第7条の2第4項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
第9条の8	条例第7条の2第5項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第5項

第40条第2項の表第17条の部中「第17条」の次に「及び第17条の2」を加え、同表第18条の部を次のように改める。

第18条	条例第16条第1項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
------	-----------	----------------------------------

第40条第2項の表第19条第2項第1号の部を削り、同表第19条第2項第2号の部中「第19条第2項第2号」を「第19条第2項」に改め、同表第20条の部中「第16条第3項」を「第16条第2項」に改め、同表第20条第2項第1号の部を削り、同表第20条第2項第2号の部中「第20条第2項第2号」を「第20条第2項」に改め、同表第21条の部を次のように改める。

第21条	条例第16条第2項	第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者

第40条第2項の表第21条第2号の部を削り、同表第22条第1項の部中「第16条第4項」を「第16条第2項」に改め、同表第23条の部中「第16条第5項」を「第16条第2項」に改め、同表第31条の部中「第31条」の次に「及び第31条の2」を加える。

別表第1の5の項の1の(3)の次に次のように加える。

(4) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業

別表第1の5の項の2の(3)の次に次のように加える。

(4) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

別表第2中23の項を24の項とし、13の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の1の(4) 又は2の(4)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3中23の項を24の項とし、13の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の1の(4) 又は2の(4)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと。

様式第1号中「、環境影響評価方法書」の次に「及び要約書」を加え、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2（第9条の4関係）

年 月 日

島 根 県 知 事  
様  
( 市町村長)

住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

## 方法書説明会開催等実施届出書

島根県環境影響評価条例第7条の2第2項の規定により、方法書説明会の開催について、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 対象事業の規模
- 4 対象事業実施区域
- 5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 6 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- 7 方法書説明会開催の公告の方法
- 8 連絡先（所在地、電話番号、所属及び担当者氏名）



様式第1号の3 (第9条の8関係)

年 月 日

島 根 県 知 事  
様  
( 市町村長)

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、代表者  
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

## 方法書説明会開催等実施状況報告書

島根県環境影響評価条例第7条の2第5項の規定により、方法書説明会の状況について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 対象事業の規模
- 4 対象事業実施区域
- 5 方法書説明会の開催日時及び場所
- 6 方法書説明会の参加者数
- 7 方法書説明会の経過及び概要
- 8 方法書説明会で配布した書類及び図面の種類
- 9 方法書説明会開催の公告の方法
- 10 連絡先(所在地、電話番号、所属及び担当者氏名)

様式第4号中「説明会開催等実施届出書」を「準備書説明会開催等実施届出書」に改め、「第16条第2項」の次に「において準用する同条例第7条の2第2項」を加え、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会開催予定日時」を「準備書説明会の開催を予定する日時」に、「説明会開催の」を「準備書説明会開催の」に改める。

様式第5号中「説明会開催等実施状況報告書」を「準備書説明会開催等実施状況報告書」に、「第16条第5項」を「第16条第2項において準用する同条例第7条の2第5項」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会開催日時」を「準備書説明会の開催日時」に、「説明会参加者数」を「準備書説明会の参加者数」に、「説明会の経過」を「準備書説明会の経過」に、「説明会で」を「準備書説明会で」に、「説明会開催の」を「準備書説明会開催の」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（以下「対象事業」という。）であつて、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は条例第25条第2項に規定する事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）に係る条例第2章から第11章までに規定する手続については、なお従前の例による。

(1) 施行日前に条例第29条第1項に規定する許認可等が与えられ、又は同項に規定する特定届出がなされた事業

(2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第2条第1項第1号の補助金の交付の決定がなされた事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

3 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更（環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。））であるものに限る。）により対象事業として実施されるものに係る条例第2章から第11章までに規定する手続については、なお従前の例による。

4 附則第2項各号に掲げる事業に該当する対象事業を実施する者は、同項の規定にかかわらず、当該対象事業について、条例第5条から第22条まで又は条例第11条から第22条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

5 条例第23条から第25条まで、条例第26条第2項、条例第28条、条例第31条及び条例第32条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「島根県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年島根県規則第90号）附則第4項に規定する対象事業を実施する者」と読み替えるものとする。

---

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第91号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年島根県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

---

第2条 条例第5条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常停車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間  
(舗装)

第3条 条例第27条第2項の規則で定める基準は、次条から第6条までに定めるところによる。

2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定めるところによるほか、第7条に定めるところによる。

(疲労破壊輪数)

第4条 疲労破壊輪数（舗装道において、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質(以下「舗装構成」という。)が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、舗装計画交通量（舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び2以上の車線を有する道路にあつては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の1車線あたりの日交通量をいう。以下同じ。)に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	疲労破壊輪数 (単位 10年につき回)
3,000以上	35,000,000
1,000以上3,000未満	7,000,000
250以上1,000未満	1,000,000
100以上250未満	150,000
100未満	30,000

2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第5条 塑性変形輪数（舗装道において、舗装の表層の温度を60度とし、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に1ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。)は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量 (単位 1日につき台)	塑性変形輪数 (単位 1ミリメートルにつき回)
第一種、第二種、第三種	3,000以上	3,000
第二級及び第四種第一級	3,000未満	1,500
その他		500

2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。

3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

**第6条** 平たん性（舗装道の車道（2以上の車線を有する道路にあつては、各車線。以下この項において同じ。）において、車道の中心線から1メートル離れた地点を結ぶ、中心線に平行する2本の線のいずれか一方の線(条例第36条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。)上に延長1.5メートルにつき1箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平たん舗装路面（路面を平たんとなるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

**第7条** 浸透水量（舗装道において、直径15センチメートルの円形の舗装路面の路面下に15秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	浸透水量（単位 15秒につきミリリットル）
第一種、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	1,000
その他	300

2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

**第8条** 条例第35条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(防雪施設)

**第9条** 条例第39条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 吹きだまり防止施設
- (2) 雪崩防止施設

(橋、高架の道路等の構造)

**第10条** 条例第41条第2項の規定により規則で定める橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

(道路標識の寸法等)

**第11条** 条例第47条の規則で定める寸法は、別表のとおりとする。

(委任)















**第12条** この規則に定めるもののほか、道路の構造の技術的基準等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

案内標識

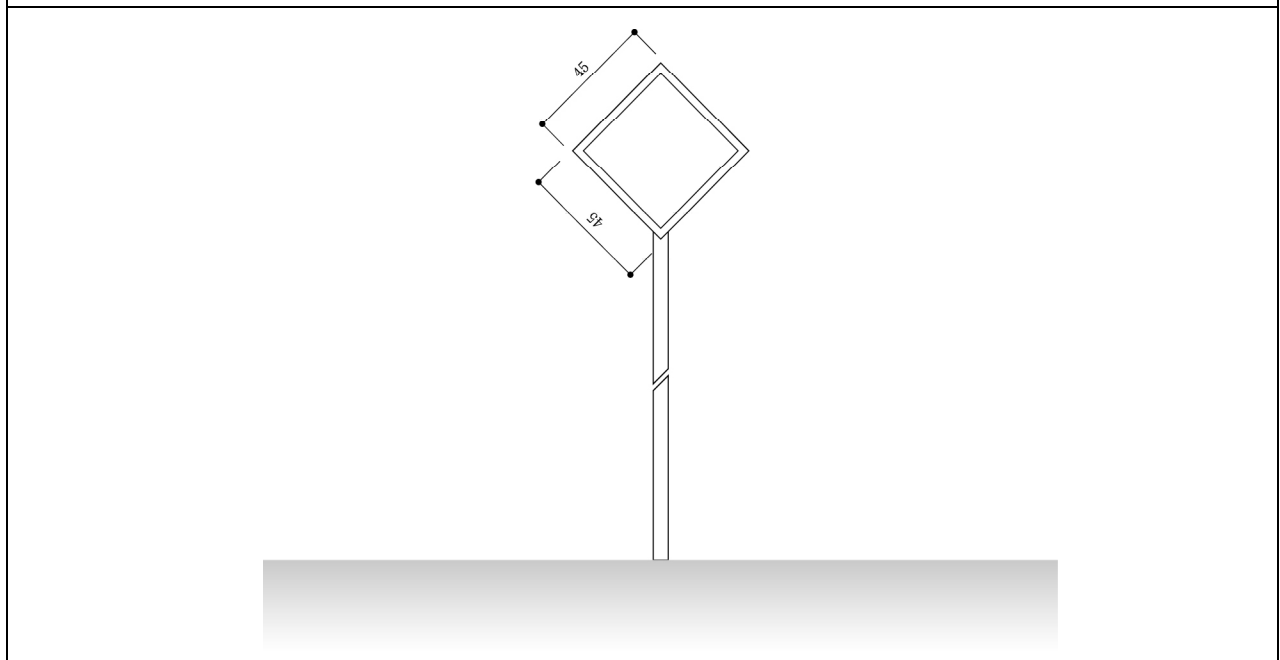
都府県	入口の方向	入口の方向
102-B	103-A	103-B
 <p>(120×200)</p>	 <p>(120×120)</p>	 <p>(120×120)</p>
入口の予告	方面及び距離	方面及び車線
104	106-B	107-A
 <p>(120×120)</p>	 <p>370</p>	 <p>(180×210)</p>
方面及び車線	方面及び方向	方面及び方向
107-B	108の2-D	108の2-E
 <p>(140×250)</p>	 <p>(140×320)</p>	 <p>(120×200)</p>
出口の予告	方面及び出口の予告	方面及び出口の予告
109	110-A	110-B
 <p>(150×450)</p>	 <p>135 (270×350)</p>	 <p>(200×320)</p>
方面、車線及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告	方面及び出口
111-A	111-B	112-A
 <p>(245×350)</p>	 <p>(180×320)</p>	 <p>135 (270×350)</p>

方面及び出口	出口	出口
112-B	113-A	113-B
<p>(200×320)</p>	<p>(195×240)</p>	<p>(295×150)</p>
サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告
116-A	116-A	116-B
<p>350 120 90 135 215</p>	<p>210 90 75 90 120</p>	<p>300 110 65 150 150</p>
サービス・エリア	サービス・エリア	サービス・エリア
116の2-A	116の2-A	116の2-B
<p>350 120 90 135 215</p>	<p>210 90 75 90 120</p>	<p>300 110 65 120 180</p>
非常電話	待避所	非常駐車帯
116の2	116の3	116の4
<p>14 (90×60)</p>	<p>14 13 16 12 (90×60)</p>	<p>13.5 10.5 21 10 (90×60)</p>
駐車場	駐車場	登坂車線
117-A	117-B	117の2-A
<p>31 45 7 (60×60)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>20 8 20 10 (60×160)</p>

登坂車線	都道府県道番号	都道府県道番号
117の2-B	118の2-A	118の2-B
都道府県道番号	総重量限度緩和指定道路	総重量限度緩和指定道路
118の2-C	118の3-A	118の3-B
高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
118の4-A	118の4-B	118の4-C
高さ限度緩和指定道路	道路の通称名	道路の通称名
118の4-D	119-A	119-B
道路の通称名	道路の通称名	まわり道
119-C	119-D	120-A

警戒標識

本標識板の規格



十形道路交差点あり	右（又は左）方屈曲あり	信号機あり
201-A	202	208の2
落石のおそれあり	路面凹凸あり	合流交通あり
209の2	209の3	210
車線数減少	幅員減少	二方向交通
211	212	212の2



## 補助標識

補助標識板の規格	
注意事項	
510	

## 備考

## 1 本標識板（本標識の標示板をいう。）

## (1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

ウ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。

エ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

オ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法（オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

ク 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の文字の大きさとする。

エ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村」及び「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経路路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表す記号の0.7倍以下の大きさとする。

ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

## (4) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

## 2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

## 寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

島根県流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第92号

## 島根県流域下水道条例施行規則

## (趣旨)

**第1条** この規則は、島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

**第2条** 条例第4条第3号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定されている部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令37号）第4条の3第2項の国土交通大臣が定める方法により検出した場合における検出値によるものとする。

## (耐震性能)

**第3条** 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。次項において同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次のとおりとする。

(1) 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

## (耐震性能を確保するために講ずべき措置)

**第4条** 条例第4条第5号の規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次のとおりとする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは碎石による埋戻し又はくい基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置  
(排水管の内径及び排水渠<sup>きょう</sup>の断面積)

**第5条** 条例第5条第1号の規則で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径 100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）
- (2) 排水渠<sup>きょう</sup>の断面積 5,000平方ミリメートル  
(生活環境の保全等に支障が生じないようにするための措置)

**第6条** 条例第6条第2号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

**第7条** 条例第8条第6号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。